

○ 財務省告示第百九十九号
平成十三年五月二十三日施行規則
条件等を次条第五条第一項に規定する。
行條項及び根柢記載のとおり告示する。
行條項及び根柢記載のとおり告示する。
行條項及び根柢記載のとおり告示する。
行條項及び根柢記載のとおり告示する。

國庫短期証券（第一百九十四回）

二 一 発行令
の法律発行號名稱及び根柢記載のとおり告示する。

四 三 二 一
發行方法の適用
等替法の適

「を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。」へ格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用「平成十三年法
市る参て札發によ「争は受けるもとい
場も加、「と行
特の者財同「発行格付本銀のう。
別にご務時と行競し銀行のう。
參よと大にい「以争て行」とし。
加るに臣行。」下入行とし。
者発応がわ。」
・行募各れ及「札わする。
第へ限國るび価「れ。」
I以度債入価格とる。
非下額市札格競い入
の定。

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千三十四 円千七兆 六万四 百二千 一千五 五百百 億百七 七円十 百一 七 十九 九 万 二	額億額 面八面 金千金 額万額 で円で 三千兆 六百四 百十五 六百十六 億円	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発							
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	行 債	争 別	非 債	者 債	特 市	国 市	入 札	価 格	發 競	發 行
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額	限 期	・ 札 格	第 參	參 市	競 札	市	競 市	行 札	格 競	価 競	發 行
平 成 二 十 三 年 五 月 二 十 三 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円 に う 、 つ。 き き 百 円	額 面 金 額 を と き 支 付 、 期 月 が の 銀 行 翌 當 業 業 日 日	償 還 る し と き 償 は 、 期 月 そ が の 銀 行 休 業 業 日 に	當 た だ 成 し 、 三 年 八 月 月 二 十 二 日 に	平 成 大 臣 四 額 厘 百 五 毛 上 の つ そ 九 十 ぞ 九 九 円	十 七 錢 四 厘 百 五 毛 上 の つ そ 九 十 ぞ 九 九 円	額 面 金 額 四 厘 百 五 毛 上 の つ そ 九 十 ぞ 九 九 円	額 面 金 額 四 厘 百 五 毛 上 の つ そ 九 十 ぞ 九 九 円	募 七 面 格 第 參 市 競 札	十 額 七 面 錢 四 厘 百 五 毛 上 の つ そ 九 十 ぞ 九 九 円	額 面 金 額 四 厘 百 五 毛 上 の つ そ 九 十 ぞ 九 九 円	額 面 金 額 四 厘 百 五 毛 上 の つ そ 九 十 ぞ 九 九 円	額 面 金 額 四 厘 百 五 毛 上 の つ そ 九 十 ぞ 九 九 円

十
額
募
七
面
錢
四
厘
百
五
毛
上
の
つ
そ
九
十
ぞ
九
九
円

す
額
の
記
。整
載
数又
倍は
の記
金録
額は
に、
よ最
る低
も額
の面
と金